

松山市立北中学校教育後援会会則（案）

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、松山市立北中学校教育後援会と称する。

第2条 本会の事務局は北中学校に置く。

第2章 目的と事業

第3条 本会は、北中学校の教育活動と部活動及び施設に対し、精神的、財政的援助を行うことを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、会員の会費で運用する。

第3章 組 織

第5条 本会の会員は、北中学校PTA会員によって組織する。

第4章 役員及び任期

第6条 本会には、次の役員を置く。

- | | | | | | |
|------|----|-------|----|------|----|
| 1 会長 | 1名 | 2 副会長 | 2名 | 3 会計 | 1名 |
| 4 監事 | 2名 | 5 庶務 | 1名 | | |

第7条 本会の役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

ただし、会長以外の役員は、PTA役員と兼ねてもよいものとする。

第5章 役員を選任

第8条 会長はPTA役員候補者選考委員会で選出し、前章の役員はPTA総会において承認を得る。

第6章 役員の職務

第9条 会長は、本会の会務を総括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。会計は、本会の収支会計を処理する。監事は会計を監査する。庶務は、事務を処理する。

第7章 会 合

第10条 会議は、総会と常任役員会とする。常任役員会は、第4章の役員と学校の代表者で構成する。会議の決議は、出席者の過半数を持って決定する。

第11条 総会は、毎年PTA総会に併せて開催する。

第12条 常任役員会は、必要に応じて開催し、本会の運営に必要な事項の協議決定を行う。

第8章 会 計

第13条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第14条 会費は以下の通りとする。

- 1項 部活動生（1・2年生）は5,800円／年を前後期（3,400／2,400円）で徴収する。9月末以前に途中退部した場合は後期会費を徴収しないものとする。
- 2項 部活動生（3年生）及び部活動生（美術・茶道）は3,400円を前期で徴収する。
- 3項 部活動に所属していない生徒は2,400円を前期で徴収する。

※部活動生とは…男女バスケ・女バレー・男女ソフトテニス・男女卓球・剣道・軟式野球・柔道・吹奏楽に入部している生徒を指す。

教職員については5,800円とし、前期後期（3,400／2,400円）の2回で分納する。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第9章 附 則

第16条 本会の会則変更は、総会の議決によって行う。

第17条 この会則は、平成元年4月1日より施行する。

〔改正〕 平成4年4月18日、一部改正（第14条）

平成6年4月16日、一部改正（第8条）

平成8年1月24日、一部改正（第5・14条）臨時PTA総会

平成11年4月20日、一部改正（第14条）

平成18年4月18日、一部改正（第4条）

平成25年4月21日、一部改正（第14条）

令和5年5月13日、一部改正（第1条）

令和6年4月21日、一部改正（第14条）